

日清通商航海條約會議筆記 正

明治廿九年九月二十八日

国立公文書館
利用上の注意

本館蔵書は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解され、引用等発表に際し著作権法上の問題を生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類	
配架番号	2 A 15-8 ⑧ D 73

明治二十九年九月二十八日午前十時開議
聖上臨御不被為在

出席員

議長代理

東久世副議長

顧問官

副島顧問官

十七番

佐野顧問官

十八番

福岡顧問官

十九番

尾崎顧問官

廿二番

田中顧問官 廿三番

仁禮顧問官 廿四番

細川顧問官 廿六番

河瀬顧問官 廿七番

大鳥顧問官 廿九番

鳥尾顧問官 卅一番

欠席員

議長

黒田議長

皇族

彰仁親王 一番

貞愛親王 二番

威仁親王 三番

載仁親王 四番

依仁親王 五番

大臣

松方總理兼大臣 六番

西郷海軍大臣 七番

大隈外務大臣 八番

榎本農商務大臣 九番

西園寺文務大臣 十番

高島 勲 陸軍大臣 十一番

樺山内務大臣 十二番

野村 逵信 大臣 十三番

清浦 司法大臣 十四番

顧問官

川村 顧問官 十六番

佐々木 顧問官 二十番

勝 顧問官 廿一番

海江田 顧問官 廿五番

中牟田 顧問官 廿八番

三好 顧問官 三十番

九鬼 顧問官 卅二番

高崎 顧問官 卅三番

政府委員

小村 外務次官

中田 政務局長

報告員

道家書記官

書記官

橋本書記官

議長(東久世) 本日ハ日清通商航海條約ノ會議

ヲ開ク議長不快ニ付本官代理ヲ勤ムヘシ

本案ニ付テハ委員ノ報告及外務當局者ノ説

明アルヘシ

第一讀會ハ朗讀ヲ省ク

第廿三番(田中) 本官ハ委員ノ一人ナルヲ以テ

茲ニ委員會ノ報告ヲ為スヘシ日清通商航海

條約ハ外務省ニ於テ夫々清國ト泰西諸國ト

ノ間ニ取結ハレタル條約ヲ調査シ其上我國

ノ利害得失ヲ考究シ取結ハレタルモノニシ

テ大体ニ於テハ不可ナシ但シ馬關條約第六

條第四ノ第二項ニ至ツテハ本條約ニ一モ規

定ナキニ依リ茲ニ疑ヲ生シ外務當局者ニ其

ノ理由ノ詳細ヲ質問シタルニ報告書ニモ在

ル如ク第一第二ノ理由ヲ擧ケ説明ヲ與ヘラ

レタリ委員會ハ此ニ理由ヲ承リ左案ヲ可ト
セリ併シ本日ハ幸外務當局者モ出席セラレ
居レハ此事ニ付キ詳細ノ説明アリタランニ
ハ議事ノ進行上最モ便利ナルヘシト信ス次
ニ第二條第五條ニ於テ日本文ト英漢文トノ
間ニ相異ノ点アルヲ覺ユ此事ニ付テモ當局
者ヨリ説明アルヘシト信ス

政府委員(小村) 馬関條約第六條ニ規定セル製
造税ノ事及譯文ノ相異ニ付キ説明スヘシ馬
関條約第六條第四ノ第一項ハ内地製造ノ自

由ヲ規定シ第二項ハ課税ノ事ヲ規定セリ此
課税ノ事ニ付テハ兩國全權委員ノ間ニ商議
進行中互ニ其ノ意見ヲ異ニシタリ清國全權
ノ意見ニ依レハ清國開市場及開港場ニ於テ
製造シタル物品ニハ其ノ開市場及開港場ノ
区域内ニ於テ税ヲ課スルハ別ニ差支ナシト
ノ事ニテ此事ヲ本條約中ニ規定セシコトヲ
請求シタリ我カ全權ノ主張スル処ハ清國開
港場又ハ開市場ニ於テ製造シタルモノハ勿
論輸入税ヲ課セラルコトナク又内地ニ輸

送スルニハ二分五厘ノ税ヲ拂フ外他ニ負擔
 アルヘカラサルモノナレハ特更ニ規定ヲ設
 クルノ必要ナシト云フニアリテ談判甚々長
 引タリ遂ニ此事ハ馬関條約ニ明文アルヲ以
 テ本條約ニ之ヲ明記スルノ必要ナシト云フ
 譯ニテ我委員ハ本條約ニ調印シタリ今其ノ
 結果如何ト去フニ此通商航海條約ニ依テ爰
 更ヤサレ事柄ハ總テ馬関條約ノ通りナリ故
 ニ課税ノ一事モ此論法ヲ以テ貫クコトヲ得
 ヘシ然ルニ此課税ノ事ハ日本内地ノ工業上

ニ重大ノ關係アリテ精細ノ調査ヲ為シタル
 ニ無税ニテ製造スルト倣定スルトキハ一割
 二分ノ利益アリ又有税ノ下ニ製造スルトセ
 ハ九分ノ利益アリテ此間六分ノ差ヲ生ス左
 レハ支那内地ニ於テ無税ニテ製造スルコト
 ヲ得ルニ至レハ到底日本内地ノ商人ハ彼地
 ノ商人ト競争スルコトヲ得サレニ至ルヘシ
 隨分重大ノ問題ナルヲ以テ此事ハ先ツ其儘
 ニ致置キ深ク研究シタル上ノ事トシテ我全
 權ハ調印ヲ終リタリ實業家ニ取リテハ此事

ハ一日モ早ク取定ムルノ必要アルヘシト信
 スルヲ以テ批准交換濟次第直クニ談判ニ取
 懸ル積ナリ其ノ方法ハ今外務大臣ニ代テ申
 述ヘンニ彼若シ我ニ課税セハ我ハ彼ヲ以テ
 條約違反ト為ス積ナリ此ノ如ク一方ニ於テ
 ハ權利論トシテ厭クマテ之ヲ主張スルト同
 時ニ又實利論トシテハ彼ノ課税論ニ同意ヲ
 表シ其ノ代トシテ交換物ヲ取ル積ナリ何ニ
 カ日本ニ特別ノ交換物ニシテ西洋諸國ノ均
 需出来ル物ヲ選ム積ナリ此事ハ批准交換

ノ後速ニ方ヲ付クル積リナレハ事業家ニモ
 差支ナカルヘシト信ス

次ニ日本文ト英漢文トノ相異ニ付テ一言ス
 ヘシ本條約第二條ニ單ニ清國ニ駐在セシム
 云々トアルモ之レハ清國北京ニ駐在セシム
 ノ間違ナリ又日本國ニ駐在セシム云々トア
 ルハ日本國東京ニ駐在セシムノ誤ナリ依テ
 之ヲ修正シ又第五條ニ於テ旅客商品ヲ上陸
 云々トアルハ積卸スルノ誤ナリ之ハ批准交
 換ノ際公文ヲ以テ正誤ヲ為ス積ナリ

第二十三番(田中)

當局者、説明ニ依テ詳細承知スルコトヲ得タリ唯今、當局者、説明中外國人、均霑スルコトヲ得サル物ニテ日本ニ特別ナル物ヲ交換トシテ取ル積リナリト謂ハレタリ然レモ清國ト泰西諸國ト、間ニ最惠國條款、有ル以上ハ大抵、事均霑スヘシト思ハル特別ノ物トハ如何ナル物ヲ指スカ若シ御調アラハ説明ヲ得タシ政府委員(小村) 例ハ新ニ開港場ヲ設クルトセシカ第一ニ利ヲ得ル者ハ外國人ナリ本官力

曩ニ均霑ノ出来サルモノト申シタルハ少ク語弊アリ實際上日本人ニ最モ多ク利益アルト云フ意ナリ例ハ天津漢口等ニ居留地ヲ設クルカ如キ事是ナリ 第廿一番(島尾) 次官、辨明ニ依リ課税ノ問題ハ承知セリ然レモ茲ニ一、説明ヲ得度キ点ハ

日本政府ハ支那政府カ課税ノ事ヲ決定シタル時ニ於テ談判ヲ開始スル積ナルカ又ハ事實ノ表レタル上ニテ談判スル積ナルカ又其ノ前ニ於テ開始スル積カ如何

政府委員(小村) 直千ニ開始スル積ナリ其ノ時
機既ニ至レリト信ス何ントナレハ北京ノ總
理衙門ハ課税ノ事ニ付テ上奏ヲ為シ一割ノ
課税ヲ論シタリ此事ニ付テ直千ニ談判ヲ始
メサル可カラス或ハ批准交換ヲ待タスシテ
開始スルニ至ルヤモ知レス
第廿九番(天鳥) 本官モ之レニ付疑アリ直千ニ
談判ヲ開始スルト云フ事ハ誠ニ宜シ然シテ
新聞紙上ニ依レハ總理衙門ノ上奏ニハ一割
ノ課税トアリ我政府ハ課税ノ額ハ右一割ト

ナス積ナルカ又ハ普通ノ輸入税額ト同様ニ
ナス積ナルカ

政府委員(小村) 課税ノ事ニ同意スルハ工業上

ニ利益アルカ為ノ事ナレハ請求通ニ致ス積
ナリ併シ其額ニ依リ交換物ニモ差アツテ然
ルヘシト信ス

第廿六番(細川) 當局者ノ説明ニ依リ大ニ安心

シタリ其時機ハ緩漫ニ附ス可カラス何ント
ナレハ本條約第四條ニ於テ商工業製造業ヲ
營ミ云々トアルヲ以テ我國民ノ直千ニ製造

業ニ従事スル者モアルヘシ左レハ課税ノ問題ハ直ツニ起ル問題ナリ本條約第二十五條ニ馬関條約ニ依テ得タル權利ハ更ニ之ヲ確定スト云フノ明文アルカ故ニ之ヲ見タル人ハ必ス課税ナキヲ信シ事業ヲ思立テ之ニ着手スルナラン況ヤ總理衙門既ニ之ヲ上奏シ其時機既ニ至リタレハ當局者ニ於テモ成ルヘク速ニ談判ニ着手シ此問題ヲ確定セラルニ於テハ大ナル差支又ハ不幸ヲ来スコト無カルヘシト信ス依テ此ニ本官ノ希望ヲ述

フ

第十八番(佐野)

本官ハ暫ク旅行シ居リシ為メ

詳細研究ノ暇ナシ併シ委員諸君ノ御調査ニ依リ又當局者ノ御説明ニ依リ略瞭解シタリ然モ猶ホ少々疑点アルカ故ニ當局者ノ説明ヲ煩ハサシ馬関條約ヲ見ルニ第六條ノ末段ニ於テ此等ノ讓與ニ関シ更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル場合ニハ之ヲ本條ニ規定スル所ノ通用航海條約中ニ具載スヘキトスアリテ

此ノ課税以外ノ事ハ總テ本條約ニ明記シア
リ左レハ此一事ノ馬關條約ニ讓ルト云フ
事ハ隨分六ヶ敷事ト信ス況ンヤ彼我全權ノ
間談判纏ラサリシニ於テヤ若シ當局者ノ
意見ノ如クナレハ批准前ニ此事ヲ取定メラ
ル、方宜シカラント信ス又此一事ハ外國ニ
對シ國威ヲ損スルコトナキカ外國人ハ製造
品ニシテ若シ無税ナレハ其利益莫大ナルヲ
以テ必スヤ馬關條約ニ對シテ満足ヲ表シ居
ルヘシ故ニ我國ノ利益上ヨリ云フトキハ課

税ヲ許ス方宜シカラン然モ此大切ノ事ニ關
シ確定セサル以前ニ御批准ノアルト云フ事
ハ如何ト思フナリ十八番ノ杞憂ノ点ヲ今一
應説明アリタシ

政府委員(小村) 唯今十八番ノ申述ヘラレタル
ハ本條約ニ課税ノ事ヲ規定セサレハ之ヲ放
棄シタルコトトナラサレヤト云フ御説ト信
ス然モ本條約第廿五條ニ現在効力ヲ有スル
諸ノ特權免除及利益ヲ享有スルコトヲ更ニ
茲ニ確定ストアリ故ニ假令此權利ヲ明記セ

サ
ル
モ
決
シ
テ
放
棄
シ
タ
ル
ニ
ア
ラ
ス
又
此
課
税
ノ
事
ヲ
本
條
約
中
ニ
明
記
シ
タ
シ
ト
云
フ
事
ハ
清
國
全
權
委
負
ヨ
リ
請
求
シ
タ
ル
事
ニ
シ
テ
若
シ
其
言
ノ
如
ク
課
税
ス
ル
ト
云
フ
事
ト
ナ
レ
ハ
其
税
額
等
モ
本
條
約
ニ
於
テ
規
定
セ
サ
ル
可
カ
ラ
サ
ル
譯
ナ
リ
然
レ
モ
我
委
負
ハ
厭
迄
此
請
求
ニ
反
對
シ
課
税
ノ
事
ヲ
規
定
セ
サ
リ
シ
ナ
リ
次
ニ
第
二
ノ
御
質
問
ハ
一
旦
條
約
ニ
依
テ
得
タ
ル
權
利
ヲ
放
棄
ス
ル
ト
云
フ
事
ハ
國
威
ヲ
損
セ
サ
ル
ヤ
ト
云
フ
事
ト
解
セ
リ
外
國
人
ハ
一
概
ニ
馬
関
條
約
ニ
依
テ
利
益
ヲ
得

ル
者
ト
云
フ
可
カ
ラ
ス
清
國
内
地
ニ
居
ル
所
ノ
外
國
人
ト
本
國
ニ
居
ル
所
ノ
外
國
人
ト
ハ
各
其
利
益
ヲ
異
ニ
ス
例
ハ
上
海
ニ
居
ル
所
ノ
英
國
人
ハ
馬
関
條
約
ニ
向
テ
大
キ
ク
滿
足
ヲ
表
ス
ル
ナ
ラ
シ
然
レ
モ
マ
ン
チ
エ
ス
タ
ー
ニ
居
ル
所
ノ
多
數
ノ
商
人
ハ
必
ズ
課
税
ニ
贊
成
ヲ
表
ス
ハ
シ
從
テ
政
府
モ
此
課
税
ニ
ハ
同
意
ヲ
表
ス
ハ
シ
ト
信
ス
故
ニ
若
シ
條
約
ヲ
蹂
躪
セ
ラ
レ
ハ
我
國
ノ
國
威
ニ
関
ス
ル
モ
權
利
ハ
其
儘
ニ
テ
決
シ
テ
彼
ノ
為
メ
ニ
害
セ
ラ
ル
ル
コ
ト
ナ
ケ
レ
ハ
別
ニ
其
憂
ヲ
カ
ル
ハ
シ
ト
信
ス

林
密
陽

十八番(佐野) 双方談判中其意見ヲ異ニシタル

点ヲ今一應承リタシ

政府委員(小村) ソレハ馬関條約第六條第四ノ

第二項ニ清國ニ於ケル日本國臣民ノ製造ニ

係ル一切ノ貨品ハ各種ノ内國運送税内地税

賦課金取立金ニ関シ又清國內地ニ於ケル倉

入上ノ便益ニ関シ日本國臣民力清國ノ輸入

シタル商品ト同一ノ取扱ヲ受ケ且同一ノ特

典免除ヲ享有スヘキモノトスアリテ清國

内地ニ於テ製造シタル物品ニ輸入税ヲ課セ

サルト云フ事ハ勿論ナレハ内地ニ運フ時ニ

税ヲ課スルコトヲ得ルヤ否ト云フ事ヲ規定

シタル積ナリ然ルニ清國委員ノ云フ所ハ内

地税トアルカ故ニ開港場又ハ開市場ノ區域

内ニ於テ課税スルハ別ニ條約ニ違反シタル

ニアラスト云フニアリ然シ内地税ト云フ文

字ハ海關税ニ對スル文字ニシテ英文ニ依レ

ハ海關税以外ノ税ヲ指スト云フ事ハ猶更ニ

明瞭ナリ

第廿二番(尾崎) 本條約第十三條ニ該再輸出者

區
密
完

ハ已ニ云々トアリ初テ、輸出者ニシテ二度目、者ニアラサルカ如シ其意義如何
政府委員(小村) 御説、如ク決シテ二度目、輸出者ニアラサレバ英語ニ於テリ、エキスポル
タリナレバ法語アリ之ヲ譯シタルモノニシテ
輸出者ト書スルモ敢テ差違ナシ
議長(東久世) 別ニ御奏議ナケレハ第一讀會可
定ト認メ第二讀會ニ移ラン
報告員(道家) 朗讀

日清通商航海條約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下、明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下、関ニ於テ調印セラレタル條約第六條ノ規定ニ依リ通商航海條約ヲ締結スルコトニ決セリ因テ大日本國皇帝陛下、北京駐劄特命全權公使正四位勲一等男爵林董ヲ大清國皇帝陛下、欽差全權大臣總理各國事務大臣尚書銜戶部左侍郎張蔭桓ヲ各其、全權大臣ニ任命シタルヲ以テ兩國、全權大臣ハ互ニ其、委任状ヲ示シ其、良好妥當ナルヲ認メ左ノ諸條ヲ協議

決定セリ

第一條

大日本國皇帝陛下ト大清國皇帝陛下ト、間並ニ兩國臣民ノ間ニ永遠無窮ノ平和及親睦アルヘシ而シテ兩國臣民ハ各々兩締盟國ノ一方ニ於テ其ノ身體及財産ニ對シ等シク完全ナル保護ヲ享有スヘシ

第二條

大日本國皇帝陛下ハ便宜ニ從ヒ其ノ外交官ヲ清國ニ駐劄セシムルコトヲ得大清國皇帝陛下

モ亦便宜ニ從ヒ其ノ外交官ヲ日本國ニ駐劄セシムルコトヲ得

右駐劄外交官ハ各國際公法ニ因リ之ニ附與スル一切ノ權利特權及免除ヲ享有シ且總テ最惠國ノ同様ノ外交官ニ附與スル所ノ待遇ヲ受ルコトヲ得其ノ身體家族隨員衙署居館及往復書信ハ犯スヘカラサルモノトス

右外交官ハ毫モ障礙セララルコトナク其ノ役負使丁通譯人僕婢及從者ヲ隨意ニ選用スヘシ

第三條

大日本國皇帝陛下ハ外國通商ノ爲メニ現ニ開
カレ若ハ將來開カルヘキ清國ノ港市ノ内日本
帝國ノ利害ニ必要ナリト認ムル場所ニ總領事
領事副領事及代辦領事ヲ駐在セシムルコトヲ
得
右領事官ハ清國官吏ヨリ相當ノ禮遇ヲ受ケ且
最惠國ノ領事官ニ現ニ附與シ若ハ將來附與ス
ヘキ總テノ資格職權裁判管轄權特權及免除ヲ
享有スヘキモノトス
大清國皇帝陛下モ亦同シク日本國內ニ於テ他

國ノ領事官力現ニ駐在シ若ハ將來駐在スヘキ
場所ニ總領事領事副領事及代辦領事ヲ駐在セ
シムルコトヲ得而シテ右領事官ハ日本國ニ在
ル清國臣民及財產ニ對スル日本帝國裁判所ノ
裁判管轄權ニ屬スル事項ヲ除ク、外通常領事
官ニ附與スル權利及特典ヲ享有スヘシ

第四條

日本國臣民ハ其ノ家族雇員及僕婢ト共ニ現ニ
外國人ノ居住貿易ノ爲ノ開キ又ハ將來開クヘ
キ所ノ清國ノ諸港諸市ニ往來シ住居シ商工業

製造業ヲ營ミ又ハ其ノ他一切合法ノ職業ニ從
事シ且其ノ商品及携帶品ヲ搭載シ前記諸開港
地ノ間ヲ隨意ニ往來スヘク又其ノ地ニ於テ外
國人ノ使用及占有ノ為メ既ニ選定シ若ハ將來
選定セラルヘキ地區内ニ於テ家屋ヲ貸借賣買
シ地所ヲ貸借シ寺院墓所病院ヲ建設スルコト
ヲ得但シ此等一切ノ事項ニ付最惠國ノ臣民或
ハ人民ニ現ニ附與シ若ハ將來附與スヘキモノ
ト同一ノ特權及免除ヲ享有スヘキモノトス
第廿三番(田中) 第二條ノ清國ヲ清國北京ト改

メ日本國ヲ日本國東京ト改ムルハ當局者ノ
言ノ如ク批准交換ノ時公文ヲ以テスルモ宜
シカルヘキモ本議場ノ手續ハ如何ニスヘキ
ヤ熟議ヲ要スルコトト信ス

第廿一番(鳥尾) 本議場ニ於テハ本案ヲ修正シ
テ宜シカラシ

第廿三番(田中) 第廿一番ノ説ノ如ク修正シテ
然ルヘシ依テ更ニ第二條清國ノ次ニ北京ノ
二字ヲ加ヘ日本國ノ下ニ東京ノ二字ヲ加フ
ルノ修正案ヲ提出スヘシ

第卅一番(鳥尾)

一應外務次官ニ質サン當局其

ノ考ニテハ條約ハ條約トシテ批准交換シ修
正ハ公文ノ手續ヲ以テスルト云フノ意カ其
、他ニ方法ナキカ又本案ニ修正ヲ加テ別ニ
差支ナキカ

第卅六番(細川)

此問題ハ隨分六ヶ敷問題ナリ

次官ノ謂ハルル如ク本條約ハ既ニ彼我全權
ノ調印済ミタルモノナレハ修正ト云フ事ハ
出来サルヘシ故ニ本院議事、上ニ於テハ此
儘ニ致置キ批准交換、際當局者ヲシテ相當

ノ手續ヲ以テ改メシムヘシト云フ事ハ別ニ
上奏シテハ如何

第卅一番(鳥尾)

一應本會議ヲ閉テ總委員會ニ

テ議シテハ如何

議長(東久世)

暫時本會議ヲ閉テ總委員會ヲ開

キ協議スヘシ

(暫時休會時二十一時三十分)

議長(東久世)

先刻、會議ヲ繼續ス

(零時五分開會)

第卅六番(細川)

先刻、問題ハ總委員會ニ於テ

凡ソ纏リタリ第二條ニ関スル問題ハ次ノ第
五條ニ至ツテモ起ルヘシ單ニ文字ノミニア
ラスシテ意義相異ナルナリ本條約ハ既ニ彼
我全權ノ調印濟ニ居レハ修正出来サレ批
准交換ノ際當局者ヲシテ相當ノ手續ヲ以テ
修正ヲ為サシムルノ希望ヲ上奏スル事ニ略
ホ決定シタリ此說ニ諸君ノ御賛成ヲ乞フ

第廿三番(田中) 賛成

第十九番(福岡) 賛成

第十八番(佐野) 賛成

議長(東久世) 第廿六番ノ說ハ定規ノ賛成者ア

レハ議場ノ問題ト為スヘシ

議長(東久世) 決ヲ取ラシ第廿六番ノ說ニ賛成
ノ諸君ハ起立

(總起立)

議長(東久世) 第四條迄ハ可定ト認ム次ニ移ラ

シ

報告員(道家) 朗讀

第五條

日本國船舶ハ現ニ立寄港ナル安慶大通湖口武

穴陸漢口及吳淞併ニ將來立寄港トセラルヘキ
總テノ場所ニ於テ外國貿易ニ関スル現行章程
ニ從ヒ旅客商品ヲ上陸セシムル為メ之ニ寄港
スルコトヲ得
清國ノ諸開港及諸立寄港外ノ港ニ不法ニ進入
シ若ハ沿海及河筋ニ於テ客商ニ從事スル船舶
ハ其ノ積荷ト共ニ清國政府ニ於テ之ヲ沒收ス
ヘキモノトス

第六條

日本國臣民ハ自國領事ヨリ下附シ地方官ノ副

署シタル旅券ヲ携帶スルトキハ游歴又ハ商用
ノ為メ清國內地ノ各部ニ旅行スルコトヲ得而
シテ該旅券ハ旅行地方ニ於テ検査ヲ求メラレ
タルトキハ之ヲ示スヘキモノトス該旅券ニ不
正ノ點ナキニ於テハ携帶者ハ進行ヲ許可セラ
レ且其ノ旅行用、為メ又ハ携帶品商運搬、為メ
人夫畜類車輛船隻ヲ雇入ル、ニ故障アルヘカ
ラス若シ旅行者ニシテ旅券ヲ携帶セズ又ハ法
律ヲ犯ストキハ之ヲ處分スル為メ最寄ノ領事
官ニ引渡スヘシ但シ其ノ際唯必要ノ拘束ヲ加

フル、ミニニシテ決シテ之ヲ虐待スヘカラス
券ハ之ヲ發シタル日ヨリ清曆十三個月間効
ヲ有スヘシ日本國臣民族券ヲ携帶セスシテ内
地ニ旅行シタルトキハ三百兩ヲ超過セサル罰
金ニ處スヘシ尤モ日本國臣民ハ各開港地ヨリ
一百清里以内ニハ五日間ヲ限トシ旅券ヲ携帶
セスシテ游歴スルコトヲ得但シ本條ノ規定ハ
之ヲ船舶乗組ノ水夫ニ適用スルコトヲ得ス

第七條

清國ノ開港地ニ住居スル日本國臣民ハ清國臣

民ヲ雇入レ總テ正當ノ業務ニ之ヲ使用スルコ
トヲ得

但シ清國政府又ハ官吏ニ於テ之ヲ制限シ或ハ
妨碍スルコトヲ得ス

第八條

日本國臣民ハ荷物又ハ旅客運搬ノ為メ一切ノ
艇隻ヲ賃借スルコトヲ得而シテ之カ為メ拂フ
ヘキ金額ハ賃借人相互ノ間ニ於テ之ヲ定メ清
國政府又ハ官吏之ニ干涉スルコトヲ得ス艇數
ニ對シ制限ヲ置クヘカラス又ハ右艇隻ニ關シ

若ハ貨物運搬ニ従事スル人夫ニ関シ何人ニモ
專業免許ヲ附與スルコトヲ得ス而シテ右搬售
ヲ以テ客商ニ従事スルモノハ法ニ照シ之ヲ處
罰スヘシ

第九條

清國ト泰西諸國ト、間ニ實施スル税目及税則
ハ日本國臣民カ清國へ輸入シ若ハ日本國ヨリ
清國へ輸入シ又ハ日本國臣民カ清國ヨリ輸出
シ若ハ清國ヨリ日本國へ輸出スル際一切ノ物
品ニ適用スヘシ清國ト泰西諸國ト、間ニ存在

スル税目及税則ニ於テ特ニ輸入若ハ輸出ヲ制
限シ若ハ禁止セサル物品ハ規定ノ輸入税若ハ
輸出税ヲ拂フノミニテ自由ニ清國へ輸入シ若
ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得ヘシ但シ日本國
臣民ハ何等ノ場合ニ於テモ最惠國臣民若ハ人
民カ清國ニ於テ現ニ納メ若ハ將來納ムヘキ輸
出入税ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ納税ヲ要
セラル、コトナカルヘシ又日本國ヨリ清國へ
輸入シ或ハ清國ヨリ日本國へ輸出スル一切ノ
物品ハ其輸出入ニ際シ最惠國ヨリ輸入シ或ハ

之、輸出スル同様、物品ニ對シ清國ニ於テ現
ニ課セラレ若ハ将来課セラルヘキモノト異ナ
ルカ或ハ之ヨリ多額ノ税ヲ課セラル、コトナ
カルヘシ

議長(東久世)

第五條ニ於テ日本文ト英漢文ト

ノ相異ノ点ニ付テハ先刻、第二條ノ通り取

計フヘシ別ニ御異議ナケレハ第五條ヨリ第

九條迄可定ト認ム

報告員(道家) 朗讀

第十條

日本國臣民カ清國へ輸入シ或ハ日本國ヨリ清
國へ輸入シタル一切ノ物品ハ現行章程ニ從ヒ
開港場ト開港場ノ間ヲ運搬中其ノ所有者ノ國
籍或ハ之ヲ運搬スル運具船舶ノ國籍如何ニ拘
ハラス之ニ對シ全ク各種ノ税金賦課金手数料
釐金等ヲ取立ツヘカラス

第十一條

日本國臣民ニシテ輸入物品ヲ清國內地ノ市場
ニ運搬セムト欲スルモノハ其ノ物品ノ有税品
ナルトキハ輸入税ノ二分、一無税品ナルトキ

ハ輸入税ノ上今一、無税品ナルトキハ従價一
分半ニ當ル抵代税ヲ拂ヒ以テ其ノ物品ニ對ス
ル一切ノ通過税、免除ヲ受ルコト其ノ勝手々
ルヘシ而シテ右抵代税ヲ拂ヒタルトキハ該物
品ニ對シ一切ノ内地税ヲ免除スル為メ證書ヲ
發附スヘキモノトス
但シ本條ハ輸入阿片ニハ適用セザルコトト知
ルヘシ

第十二條

清國ニ在ル日本國臣民カ清國開港外ノ地ニ於

テ買入レタル一切ノ清國生産物及物品ニシテ
輸出セラレムトスルモノハ前條ニ記載シタル
税率ニ依リ輸入税ノ代リニ輸出税ヲ基礎トシ
テ算出シタル抵代税ヲ拂ヒタル上其ノ輸出ニ
際シ單ニ輸出税ヲ拂フ外ハ清國各地ニ於テ各
種ノ税金賦課金手数料釐金等ヲ免セラルヘシ
但シ右ハ前記ノ生産物及物品ニシテ通過仕拂
ノ日ヨリ十二個月ノ期限内ニ現ニ外國ニ輸出
セラレタル場合ニ限ル

日本國臣民カ清國ノ開港地ニ於テ買入レタル

一切ノ清國生産物及物品ニシテ海外輸出ヲ
セラレサルモノハ輸出ノ際單ニ輸出税ヲ納
ル外ハ一切ノ内地税賦課金手数料釐金等ヲ免
除セラレハシ且日本國臣民カ清國各地ニ於テ
輸出ノ為メ買入レタル一切ノ物品モ亦現行章
程ニ從ヒ各開港間ニ運搬スルヲ得ルモノトス

第十三條

商品ニシテ其ノ出所外國ニ屬スルコト偽リナ
ク且之ニ對シ巴ニ輸入税ヲ完納シタルトキハ
其ノ輸入ノ日ヨリ三個年内何時モ日本國臣民

ニ於テ何等ノ輸出税ヲ納ムルコトナクシテ之
ヲ清國ヨリ何レノ外國ヘモ輸出スルヲ得又該
再輸出者ハ巴ニ右商品ニ對シテ納メラレタル
輸入税額ニ向テ清國税関ヨリ税金拂戻證書ヲ
受クヘシ但シ該商品ハ原荷作、儘完全ニ保存
セラレ異動ナキヲ要ス右拂戻證書ハ其ノ所有
者ノ望ニ因リ清國税関官吏ニ於テ現金ヲ以テ
之ヲ償辨スルヲ得ヘキモノトス

第十四條

清國政府ハ其ノ諸開港地ニ於テ官設倉庫ヲ設

クルコトニ同意ス本件ニ関スル規則ハ追テ
ヲ設クヘシ

第十五條

日本國ノ商船ニシテ噸數百五十噸以上ノモ
ハ清國ノ開港ニ入航スルニ當リ其ノ登記噸數
壹噸ニ付清銀四錢ノ割ヲ以テ噸稅ヲ課セラル
ヘシ噸數百五十噸及其ノ以下ノモハ登記噸
數壹噸ニ付壹錢ノ割トス然レトモ右船舶ニシ
テ其ノ積荷ニ異動ナク入港後四十八時間以内
ニ出港スルモノハ噸稅ヲ免除セラルヘシ

日本國ノ船舶前記ノ噸稅ヲ納メタル上ハ該稅
ヲ納メタル港口出發、日ヨリ向フ四個月間ハ
清國ノ何レノ開港或ハ立寄港ニ於テモ噸稅ヲ
免除セラルヘシ但シ日本國ノ船舶ハ清國ニ於
テ現ニ修繕ヲ加ヘ居ル間ハ噸稅ヲ納ムルヲ要
セス
清國ノ何レノ開港間ニ於テ旅客手荷物書柬無
稅品運搬ノ為メ日本國臣民ノ使用スル小船及
艇隻ハ噸稅ヲ納ムルコトナカルヘシ尤モ其ノ
運搬ノ時ニ當リ稅金ヲ課セラルヘキ商品ヲ運

搬スル所、小船及荷舟ハ總テ壹噸ニ付壹錢（ノイ）割ヲ以テ四個月毎ニ一回噸税ヲ納ムヘシ
日本國ノ船舶及艇隻ニ對シテハ噸税ノ外別ニ
手数料或ハ賦金ヲ課スルコトナカルヘシ但シ
日本國ノ船舶及艇隻ハ最惠國ノ船舶及艇隻ノ
噸税ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ噸税ヲ納ム
ルコトナシト知ルヘシ

第卅一番(馬尾)

第十二條ノ抵代税徵收ノ方法

ニ付テ過日外務當局者ヨリ承ル所ニ依レハ
初メニ證據金ヲ税関ニ收メ荷物運送ノ証ヲ

得テ内地ニ至リ品物ヲ買取り之ヲ開港場ニ
持来リ之ヲ輸出スルトキニ輸出税ト抵代税
トヲ茲ニ收メタル證據金ノ内ヨリ差引勘定
ヲ為シ貫フト云フ話ナリ然モ本文ニハ通過
税仕拂ノ日ヨリ云々トアリ又此抵代税ハ天
津條約ニ依リ英國ノ初メテ得タル權利ニシ
テ書記官長初ノ調ニ依レハ此抵代税ハ貨物
カ通ル第一ノ関門ニ於テ徵收スルト云フ事
ヲ見居ル趣ナリ左レハ外務次官ノ答辨ト相
異ノ点アルカ如シ不明ノ所今一應説明ヲ得

タシ

政府委員(小村)

過日委員會ニ於テ申上ケタ

通り此事ハ第二十七條ニアル章程ノ一タル
内地運輸高程ニ於テ規定スル積リナリ此事
ハ初ニ天津條約ニ於テ定メ其後芝罘條約ニ
依テ修正ヲ加ヘタリ今日ハ徵收ノ方法ニ二
種アリテ第一ハ保証金ノ制ヲ取ル所モアリ
又第二ニハ貨物ノ運送中第一ノ関門ニ於テ
徵收スルノ制ヲ取ル所モアリテ一定セズ故
ニ此度ハ章程ヲ以テ之ヲ一定スル積ナリ

第廿六番(細川)

本文ヲ見レハ第二ノ方法即チ

第一ノ関門ニ於テ徵收ノ法ヲ取リシカ如シ
故ニ章程協議ノ際ニハ其様ニナラン事ヲ希
望ス第一ノ方法ニ依レハ初ヨリ多クノ保証
金ヲ出シ物品ノ數量ヤ價額等ヲ定メサル可
カラズ然ルニ産出地ニ至リ其物品ヲ得サル
事モアラン又價額ノ相異スルコトモアラン
左レハ初ヨリ數量ヤ價額ヲ取定ムルハ大十
ル不便利ナリ故ニ本官ハ當局者ニ向テ第二
ノ方法ヲ取ラレシコトヲ希望ス

議長(東久世)

第十條ヨリ第十五條迄可定ト

ム

報告員(道家)

朗讀

第十六條

清國ノ開港ニ來航スル日本國ノ商船ハ其ノ入港ノ際隨意ニ水先案内者ヲ雇入ル、コトヲ得該商船總テ正當ノ諸稅皆納ノ上出發セムトスル時ハ出港ノ際ニモ亦水先案内者ヲ使用スルコトヲ得

第十七條

日本國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理由ヲ以テ避難所ヲ要スル、止ムヲ得サルニ至リタルトキハ最寄ノ何レノ清國港口ニモ入港スルコトヲ得尤モ其ノ船舶ノ修繕ヲ遂ル為メ陸揚シタル物品ニ對シテハ諸稅若ハ噸稅ヲ拂フコトナカルヘシ
但シ該物品ハ稅關吏ノ監督ニ屬スルモノトス右等ノ船舶清國沿岸ニ於テ淺瀬ニ乗揚ケ又ハ難破シタルトキハ清國官吏ハ直ニ其ノ乗客及乗組員ヲ救助シ該船舶並ニ其ノ積荷ヲ安全ナ

ラシムル、措置ヲ施スヘシ而シテ救助シタ
人々ニハ懇篤ノ待遇ヲ與ヘ必要ノ場合ニハ最
寄ノ領事館マテ送届クヘシ
清國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理由ヲ以テ最寄
ノ日本港口ニ避難所ヲ要スルノ止ムヲ得サル
ニ至リタルトキハ該船舶ハ日本官吏ヨリ同一
ノ待遇ヲ享有スヘシ

第十八條

諸開港地ニ於ケル清國官吏ハ詐偽又ハ宍商ノ
為メ收入ニ減少ヲ來タサ、ル様其ノ必要ナリ

ト認ムル措置ヲ施スヘシ

第十九條

日本國ノ船舶清國ノ強盜又ハ海賊ノ掠奪ニ遇
フトキハ該強盜海賊ヲ逮捕處罰シ其ノ贓品ヲ
取戻シ之ヲ其ノ持主ニ還付スルコトヲ務ムル
ハ清國官吏ノ職務タルヘシ

第二十條

清國ニ在ル日本國臣民ノ身體財産ニ関スル裁
判管轄權ハ當該日本國臣民或ハ一切ノ他國臣
民又ハ人民ヨリ日本國臣民并ニ其ノ財産ニ係

ル訴訟ハ總テ清國官吏ノ干涉ヲ受クルコトナ
ク右官吏ニ於テ審理判決スヘシ

第二十一條

清國官吏又ハ臣民カ清國ニ在ル日本國臣民ニ
對シ又ハ其ノ財産ニ關シ民事訴訟ヲ起ストキ
ハ日本國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ
清國臣民ニ對シ又ハ其ノ財産ニ關シ清國ニ在
ル日本國官吏或ハ臣民ヨリ起ス所ノ民事訴訟
ハ總テ清國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ

第二十二條

清國ニ於テ犯罪ノ被告トナリタル日本國臣民
ハ日本國ノ法律ニ依リ日本國官吏之ヲ審理シ
其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ處罰スヘシ
清國ニ在ル日本國臣民ニ對シ犯罪ノ被告トナ
リタル清國臣民ハ清國ノ法律ニ依リ清國官吏
之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ處
罰スヘシ

第二十三條

清國臣民カ日本國臣民ニ對シテ負債ヲ償辦セ
ズ又ハ詐偽逃亡スルトキハ清國官吏之ヲ逮捕

シ其ノ負債ヲ償還セシムルコトヲ務ムヘシ
本國官吏ニ於テモ日本國臣民カ清國臣民ニ
シテ詐偽逃亡シ又ハ其ノ負債ヲ償辦セサルモ
ノヲ處分スルコトヲ務ムヘシ

第二十四條

清國ニ在ル日本人ニシテ罪ヲ犯シ又ハ負債ヲ
償辦セスシテ詐偽逃亡シタル者清國ノ内地ニ
遁レ清國臣民ノ住居若ハ清國船舶中ニ潜伏ス
ルトキハ清國官吏ハ日本國領事ヨリ請求次第
日本國官吏ニ之ヲ引渡スヘシ

又清國ニ在ル清國人ニシテ罪ヲ犯シ又ハ負債
ヲ償辦セスシテ詐偽逃亡シタル者清國ニ在ル
日本國臣民ノ住居若ハ清國領海ニ於ケル日本
國船舶中ニ潜伏スルトキハ清國官吏ヨリ日本
國官吏へ請求次第之ヲ引渡スヘシ
議長(東久世) 別ニ御發議ナケレハ唯今朗讀、
分可定ト認ム

報告員(道家) 朗讀

第二十五條

日本國ノ政府及臣民ハ其ノ現在効力ヲ有スル

日清間條約諸條款ニ據リ得タル一切ノ特權及利益ヲ享有スルコトヲ更ニ茲ニ確定ス
且日本國ノ政府及臣民ハ大清國皇帝陛下ヨリ
他國ノ政府又ハ臣民ニ現ニ附與シ又ハ將來附
與スヘキ一切ノ特權免除及利益ヲ享有スヘキ
コトヲ特ニ茲ニ規定ス

第二十六條

締盟國、一方ハ本條約批准交換ノ日ヨリ十個
年ノ終ニ於テ税目及本條約ノ通商ニ關スル條
款ノ改正ヲ要求スルコトヲ得然レトモ若シ最

初十個年ノ終ヨリ起算シ六個月以内ニ兩締盟
國ノ何レヨリモ右要求ヲ為サス改正ヲ行ハサ
ルトキハ本條約並ニ税目ハ前十個年ノ終ヨリ
起算シ更ニ十個年間其ノ儘効力ヲ有スヘシ而
シテ其ノ後各十個年ノ終ニ於ケルモ亦同様タ
ルヘシ

第二十七條

締盟國ハ本條約ノ効力ヲ完全ナラシムルニ必
要ナル章程ヲ協議決定スヘシ尤モ右章程ノ實
施セラル、ニ至ル迄ハ現ニ清國ト泰西諸國ト

ノ間ニ存スル取極及章程ニシテ其ノ本條約
規定ニ矛盾セスレテ適用セラレ得ル限ハ締
國ニ於テ之ヲ遵守スヘキトス

第二十八條

本條約ハ日本文漢文及英文ニ調印スヘシ然レ
トモ將來議論ヲ防ク為メ締盟國ノ全權大臣ハ
日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシ
タルトキハ其ノ異ナル點ハ英文本文ニ依テ之
ヲ決裁スヘキコトヲ協議決定セリ

第二十九條

本條約ハ大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下
ニ於テ之ヲ批准セラレハク而シテ其ノ批准書
ハ本條約調印ノ日ヨリ三個月以内ニ可成速ニ

北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ

右証據トシテ兩國ノ全權大臣本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治二十九年七月二十一日即光緒二十二年六

月十一日北京ニ於テ作ル

大日本帝國北京駐劄特命全權公使正四位勲一

等男爵

林董 (記名) 印

大清帝國欽差全權大臣總理各國事務大臣尚書

銜戶部左侍郎

張蔭桓 (記名) 印

議長(東久世) 第廿五條ヨリ第廿九條迄ニ付

御發議ナケレハ可定ト認ム

議長(東久世) 續テ第三讀會ヲ開ク

朗讀ハ省略ス

議長(東久世) 御發議ナケレハ第三讀會可定ト

認ム

議長(東久世) 次ニ御批准案ニ移レン

報告員(道家) 朗讀

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日

本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治二十八年四月十七日帝國ト大清國トノ

間ニ締結セシ媾和條約第六條ノ規定ニ基キ明

治二十九年七月二十一日北京ニ於テ兩國全權

委員、記名調印シタル通商航海條約、各條目

ヲ親シク閲覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ

間然スル所ヲキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百五十六年明治二十

九年 月 日東京宮城ニ於テ親カラ名ヲ署

シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣候爵西園寺公望

議長(東久世)

御異論ナケレハ可定ト認ム直

上奏ノ手續ヲ為スヘシ上奏文ハ先刻總委員

會ニ於テ御協議致シタル様認ムヘシ

(午後零時五十分開會)

議長代理

副議長伯爵東久世通禧

書記官長代理

昌久

齊

書記官

松平主三郎